国立大学法人愛媛大学における企業広告及びネーミングライツ事業に関する取扱要項

（令和８年９月１６日
学　長　裁　定）

（目的）

第１条　この要項は、国立大学法人愛媛大学（以下「本学」という。）において、企業その他の団体による広告（以下「企業広告」という。）及びネーミングライツ事業の実施に係る取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　企業広告　本学が作成又は管理する広告媒体を活用して、企業その他の団体（以下「企業等」という。）に関する広告を掲載又は掲出することをいう。

(2)　広告媒体　次に掲げるもののうち、広告掲載が可能なものをいう。

ア　本学が作成する広報誌、冊子類、封筒等の印刷物

イ　本学のウェブサイト及び本学内で利用する電子システム

ウ　本学が保有又は管理する土地、施設、設備、車両その他の資産（以下「施設等」という。）

エ　その他広告媒体として活用できる本学資産

(3)　広告掲載　広告媒体に、企業広告を掲載又は掲出することをいう。

(4)　ネーミングライツ　本学の施設等に企業等の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称（以下「愛称等」という。）を設定する権利をいう。

(5)　ネーミングライツ事業　契約により、本学がネーミングライツを付与した企業等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から得たネーミングライツの対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を活用して本学の教育研究環境の向上を図る事業をいう。

（基本原則）

第３条　企業広告及びネーミングライツ事業は、本学が別に定める国立大学法人愛媛大学における企業広告及びネーミングライツ事業に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき実施するものとする。

（広告掲載及びネーミングライツ付与基準）

第４条　企業広告及びネーミングライツ事業は、本学の業務に支障を及ぼさず、かつ、広告媒体の本来の用途及び目的を妨げない範囲で行うものとし、基本方針の基本的な考え方に掲げる観点に合致しないものは、広告掲載又はネーミングライツの付与を行わないものとする。

（広告審査委員会）

第５条　本学に、企業広告及びネーミングライツ事業の適正な実施を図るため、国立大学法人愛媛大学広告審査委員会（以下「広告審査委員会」という。）を置く。

２　広告審査委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1)　企業広告を掲載又は掲出する広告媒体の選定に関する事項

(2)　企業広告に係る募集要項の作成及び広告掲載料の取扱いに関する事項

(3)　企業広告の適否及び企業等の適格性の審査に関する事項

(4)　ネーミングライツ事業の対象となる施設等の選定に関する事項

(5)　ネーミングライツ事業に係る募集要項の作成及びネーミングライツ料の取扱いに関する事項

(6)　ネーミングライツ・パートナーの選考（愛称等、その他の条件を含む。）に関する事項

(7)　その他企業広告及びネーミングライツ事業の実施に必要な事項

３　広告審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　副学長（広報担当）

(2)　広報課長

(3)　財務企画課長

(4)　施設企画課長

(5)　研究イノベーション推進本部に所属する教員（知的財産担当）　１人
(6)　その他委員長が必要と認める者
４　広告審査委員会に委員長を置き、前項第１号の委員をもって充てる。
５　広告審査委員会は、必要に応じて、関係部局等の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
（実施申請）
第６条　企業広告又はネーミングライツ事業を実施しようとする場合は、当該広告媒体を保有又は管理する部局等が、実施の申請を行うものとする。
２　前項の規定にかかわらず、学長が特定の広告媒体を対象として企業広告又はネーミングライツ事業を実施することを指示した場合には、当該指示に基づき、当該広告媒体を保有し、又は管理する部局等から実施の申請があったものとみなす。
３　前２項の実施の申請は、広報課が所定の手続により受理し、広告審査委員会に付議するものとする。
（企業広告に係る広告媒体の選定）
第７条　企業広告は、前条の規定により広告審査委員会に付議された案件について、広告審査委員会が広告媒体の候補を選定し、その結果を踏まえ、学長が選定するものとする。
（企業広告の募集要項）
第８条　前条の規定により選定された広告媒体に係る企業広告は、広告審査委員会において募集要項を作成し、当該募集要項に基づき公募するものとする。
２　前項に規定する募集要項の作成にあたっては、基本方針に定める基本的な考え方を踏まえ、審査項目及び審査ポイントを定め、公表するものとする。
（企業広告の掲載内容の審査及び決定）
第９条　募集要項に基づき提出された応募書類については、広告審査委員会において、前条第２項の規定により定めた審査項目及び審査ポイントに基づき総合的に評価し、広告掲載の候補者として第一順位者を選定するものとする。
２　広告審査委員会は、前項の審査にあたり、必要があると認めるときは、広告の掲載内容等について追加の確認及び調整を行うものとする。
３　前２項の規定による審査の結果を踏まえ、学長は、企業広告の広告掲載の可否について決定するものとする。
（ネーミングライツ事業に係る対象施設等の選定）
第１０条　ネーミングライツ事業は、第６条の規定により広告審査委員会に付議された案件について、広告審査委員会が対象施設等の候補を選定し、その結果を踏まえ、学長が選定するものとする。
（ネーミングライツ事業の募集要項）
第１１条　前条の規定により選定された施設等に係るネーミングライツ事業は、広告審査委員会において募集要項を作成し、当該募集要項に基づき公募するものとする。
２　前項に規定する募集要項の作成にあたっては、基本方針に定める基本的な考え方を踏まえ、審査項目及び審査ポイントを定め、公表するものとする。
（ネーミングライツ・パートナーの選考及び決定）
第１２条　募集要項に基づき提出された応募書類については、広告審査委員会において、前条第２項の規定により定めた審査項目及び審査ポイントに基づき総合的に評価し、ネーミングライツ・パートナーの候補者として第一順位者を選定するものとする。
２　広告審査委員会は、前項の選考にあたり、必要があると認めるときは、提案内容及び愛称等について追加の確認及び調整を行うものとする。
３　前２項の規定による選考の結果を踏まえ、学長は、愛称等及びネーミングライツ・パートナーを決定するものとする。
（契約の締結）
第１３条　学長は、第９条又は前条の規定により企業広告の実施又はネーミングライツ・パートナーを決定したときは、当該企業等と契約を締結するものとする。
２　前項の契約において、広告掲載期間又はネーミングライツ付与期間、対価、権利義務、遵守事項その他必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載料及びネーミングライツ料の納入）

第１４条　前条の規定により契約を締結した企業等は、当該契約に係る広告掲載料又はネーミングライツ料を、本学が発行する請求書に基づき、指定する期日までに納入するものとする。

２　前項の納入方法、納入時期その他必要な事項は、契約において定めるものとする。

（契約の解除）

第１５条　学長は、第１３条の規定により契約した企業等が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該契約を解除することができる。

(1)　指定する期日までに広告掲載料又はネーミングライツ料の納付がない場合

(2)　指定する期日までに企業広告の実施に係る広告物（印刷物への掲載にあっては、版下原稿）の提出がない場合

(3)　本学の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させた場合

(4)　社会的信用を著しく損なう不祥事を起こした場合

(5)　倒産、破産又は解散等をした場合

(6)　企業広告の掲載又はネーミングライツの取下げを申し出た場合

(7)　その他学長が契約の解除に相当すると認めた場合

２　前項の規定により契約を解除した場合において、既に納入された広告掲載料又はネーミングライツ料については、返還しないものとする。ただし、本学の責めに帰すべき事由又は天災その他やむを得ない事情により、当該契約を継続することができない場合は、この限りではない。

（事務）

第１６条　企業広告及びネーミングライツ事業に関する事務は、広報課が関係部局と連携して処理するものとする。

（雑則）

第１７条　この要項に定めるもののほか、企業広告及びネーミングライツ事業に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要項は、令和８年９月１６日から施行する。

２　国立大学法人愛媛大学におけるネーミングライツの運用等に関する要項（令和２年６月８日学長裁定）は、廃止する。

３　国立大学法人愛媛大学デジタルサイネージ等広告掲載実施要項（令和２年７月７日理事（財務担当）裁定）は、廃止する。

４　国立大学法人愛媛大学印刷物等広告掲載実施要項（令和２年４月１日広報室長裁定）は、廃止する。

５　国立大学法人愛媛大学ネーミングライツ審査委員会要項（令和２年６月８日制定）は、廃止する。